

平成25年度第2回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成26年1月30日（木）

13:30～14:45

場 所：多治見市役所 4階会議室

出席： 井澤賢禄委員、井澤吉英委員、石川敏幸委員、井出美穂委員、小池恭子委員
竹本紀明委員、田中勇治委員、仲西直治委員、長谷川洋子委員、坂野景子委員
日野由起子委員、山中克仁委員
(50音順)

欠席： なし

事務局： 石丸福祉部長

(高齢福祉課) 加藤課長、水野リーダー、小栗リーダー、三宅、大畑

事務局	定刻となりましたので、ただ今から平成25年度第2回多治見市介護保険運営審議会を開催します。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 開会にあたりまして、この会議は、多治見市情報公開条例第23条により公開としますのでよろしくお願いします。 会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。 (資料1) 平成26年度介護保険事業特別会計予算(案)について (資料2) 平成25年度介護給付費決算見込額について (資料3) 介護保険制度改正の検討事項について なお、あらかじめ会長さんの席には市長からの諮問書を置かせていただいております。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 会議にあたりまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。
部長	福祉部長の石丸でございます。平成25年10月から福祉部に参りましたのでこの会議でみなさんにお会いするのは初めてとなります。本日はお忙しい中ご出席くださいまして厚く御礼申し上げます。また、日頃は多治見市の福祉行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。本日の会議では、平成26年度介護保険事業の予算についてご審議いただくことが中心となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。今年度は、第5期介護保険事業計画の中間年にあたる年となりますが、介護給付費については現在のところ概ね順調に進んでいると考えています。ただ、居宅介護サービス費や介護予防サービス費が伸びているため、予算不足となることを懸念し、12月議会において総額約2億円の増額補正を計上しました。また、地域密着型サービスについて、小規模特養の事業開始が計画上25年度からとなっていますが26年度となる予定であること、定期巡回・随時対応型訪問介護が計画には上がっていますが実施される業者がないことにより未実施となっていることなど、若干計画とのズレはありますが、決算額については当初予算内に収まる見込みであるため、全体的には順調であると考えています。来年度は、第6期の介護保険事業計画を立てることとなります。現在国においても介護保険制度改正が検討されていますが、その改正や今後実施する予定のニーズ調査の結果を踏まえて計画策定をしていくこととなると思いますが、みなさま方からもたくさんのご意見をいただければと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 会長	それでは、これより会長に議事の進行をお願いしたいと思います。 では、市長からの諮問事項であります「平成26年度介護保険事業特別会計予算(案)について」を議題といたします。これについて、事務局から説明願います。
事務局 会長 委員	—資料に基づき説明— ただいまの事務局からの説明について、ご質問があればよろしくお願いいたします。 平成25年度の決算見込と予算額との差を見ると少し開きがあるように思いますが、平成25年度の状況を踏まえた上で次年度予算を計上するのか、予算の立て方について教え

事務局 いただきたいと思います。

委員 介護給付費予算については、介護保険事業計画に掲げている推計値を基に計上しています。そして、単年度毎に管理をし、過不足があれば補正予算を計上する、という方法をとっています。

事務局 来年度は介護保険事業全体として 82 億円程かかってしまうということですね。

委員 介護給付費にかかる部分が 80 億円弱でそれ以外にかかる部分が 2 億円程必要となると見込んでいます。

事務局 82 億円程かかってしまうことは仕方がないと思いますが、第 5 期には、介護老人保健施設を 100 床増やす計画となっています。施設を増やせばその分介護給付費も必要となってきますが、老健を増やす理由を教えてください。

事務局 第 5 期計画を策定する際に実施したニーズ調査等において、病院と在宅との橋渡しの存在となる介護老人保健施設が必要だと判断し 100 床増床を決定しました。東濃地域として見て、市外の人の受入れをすることができるという意味からもニーズはあるものだと判断しています。

委員 他の自治体から受入れた場合の費用はどうなりますか。

事務局 介護老人保健施設は住所地特例施設に該当するため、給付費は元にいた住民票所在地の市町村の負担となります。

委員 施設そのものについての補助はどうですか。

事務局 補助する場合としない場合があります。今期増床する予定の老健については補助の対象となっていません。

委員 介護 3 施設を利用した際にかかる食費や居住費について、所得段階毎に一定以上超える部分について給付費で賄うという制度があると思いますが、それは予算上どの部分に出ていますか。

事務局 特定入所者介護サービス費として計上しており、平成 26 年度予算では 3.4 億円程としています。

委員 特養などを利用される方の何割ぐらいの方がこの対象となっているのでしょうか。

委員 7 割から 8 割くらいの方が対象になっているのではないかと思います。この負担限度額認定証の対象となる人が増えているという現状もあるので、現在国で議論されている次期介護保険制度の改正では、負担限度額認定の審査の方法も見直されているのではないかと思います。

委員 現時点での所得としては非課税でも資産としてはたくさんある人はいると思うので、見直しは必要かと思います。

会長 他に質問等はありませんか。

—質問なし—

—それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

—全員挙手—

—それでは、この案件については異議がないものとして答申します。

本日の審議事項は以上となります。それでは、次に報告事項に入ります。報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 —平成 25 年度介護給付費決算見込額について説明—

会長 地域介護サービス給付費とはどういうものにかかる費用ですか。

事務局 グループホームなど、地域密着型介護サービスにかかる部分の費用になります。

会長 この件について、他に質問等ありませんか。

—質問なし—

—それでは、次の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 —介護保険制度次期改正の検討事項について説明—

会長 ただ今の事務局からの説明について、質問等ありませんか。

事務局 説明の最後にあった補足給付の部分ですが、預貯金等はどこが調べることになるのでしょうか。

事務局 市が行うことになるとと思いますが、市にも個人の預貯金等を調べる権限はありませんので、今後補足給付の申請をする際には、預貯金等を調べても良いという旨の同意書を

会長 事務局	いただき、この申請を基に金融機関等に調査を行うことになると思います。 世帯分離をしたような場合にはどうなりますか。 夫婦である者が世帯分離したような場合には、個人として見るのではなく、世帯分離前の状況により判断するという仕組みが取り入れられる予定です。
会長	あまり細かいことまで踏み込むと個人情報の問題も出てくると思うのでなかなか難しいですね。 他にご質問等ありませんか。
委員 事務局	介護予防給付が地域支援事業へ移行するという改正が、市にとっては最も大変なところかと思いますが、今のところ何か予定はありますか。 現時点では何も決まっていません。他市の状況を見ても、国からのガイドラインが示されてからでないとなかなか動きづらいというのが現状です。
委員 会長 委員	現場などもなかなか混乱してしまうでしょうね。 他にご意見等よろしいでしょうか。 施設を利用する人にとっては、2割負担になってしまうと、どうしても本人の収入だけでは賄えず家族の負担が出てくると考えられるので施設利用者の家族にとっては不安が大きいですね。こういった改正があるといつも負担区分を決める収入の線引きについて解せない部分があります。
会長	改正は国が行うことになり市では何ともできないので難しい部分がありますね。 他にご質問等はよろしいですか。 —質問なし—
事務局 会長	事務局から他に報告等がありますか。 —第6期計画策定のためのニーズ調査を2月から3月にかけて実施する旨を報告— 本日の議事はこれですべて終了となります。 これをもちまして、平成25年度第2回介護保険運営審議会を終了します。